

令和元年度 第1回倉吉市国民健康保険運営協議会（概要）

日時：令和元年5月23日（木）

午後1時30分から午後3時10分まで

場所：倉吉市役所 議会会議室（本庁舎3階）

【出席者】

- ・委員 中川 純一、北村 祐子、廣谷 静枝、池谷 知恵、野儀 厚志
野田 博司、福嶋 寛子、小谷 弓子、河野 正人、小谷 秀昭
柴田 耕志、笠見 猛、前田 浩（13名）
- ・市長 石田耕太郎
- ・事務局 健康福祉部長 東本 和也、保険年金課長 石賀 武志
保健センター所長 谷本 真一
保険年金課 伊東 利恵、宍戸 聡史、福田 祐史、涌嶋 弘美
- ・傍聴者 1人
（欠席委員：松田 隆、森本 英嗣、稲田 千明）

【日程1 開会】

【日程2 委嘱状交付及び新委員の紹介】

- ・被用者保険等保険者代表委員の交替があり、令和元年5月10日から前田委員を委嘱。

【日程3 会長あいさつ】

【日程4 市長あいさつ】

【日程5 諮問書の提出】

市長から会長へ倉吉市国民健康保険料賦課方式等についての諮問書を提出。
（提出後に市長退席）

事務局

- ・委員の半数以上の出席。国民健康保険条例の施行規則第2条の規定に基づき、本日の会議は成立（委員13名出席）。
- ・国保条例施行規則に基づき、会長が議長を務めることになっているため、笠見会長に進行をお願いする。
- ・傍聴希望の方があったため、協議会に諮り、傍聴を許可。

【日程6 議事録署名委員の決定】

議長

- ・国保条例施行規則により、議事録署名委員は議長が指名することとなっている。
- ・議事録署名委員は廣谷委員と河野委員をお願いする。

【日程7 諮問事項】

(1) 倉吉市国民健康保険料賦課方式等について

- 事務局 ・ 倉吉市国民健康保険料賦課方式等について説明。
- (質疑) ・ 所得割のところ、低所得者対策はしてあるが、一定以上の所得を超えている方へはどうされているか。
- 事務局 ・ 保険料の限度額が国のルールにしたがって、決められており、対策はできていると考えている。
- (質疑) ・ 低所得者層の割合は全体の中で傾向として伸びているのか。
- 事務局 ・ 毎年度、乗じる額は変わる。軽減を受けることのできる基準は国が決めるので、全体としてはそれほど変わらない。滞納等がある方には個別に対応する。
- 議長 ・ 算定方式の見直しであるが、する、しないは最終判断で、3方式で検討するというのでよいか。
(委員からは反対意見なし)
- 事務局 ・ 算定方式は3方式で試算していくということで、次は総額をどの水準とするか。令和元年度の県への納付金がすでに不足している。令和2年度はさらに不足額が拡大すると見込まれるので、事務局としては令和2年度を水準としたい。
- 議長 ・ 基金を投入することは反対しないが、どこまで持ちこたえられるかを勘案して、議論したい。ターゲットとしては、子育て世帯への負担感に対して配慮したい。そのほか、配慮すべき層はあるか。
- (意見) ・ 算定ベースを決めていくのにあたって、団塊の世代が後期高齢に移行していくことを見越して試算をしていくべきではないか。少なくとも直近ではない。
- 議長 ・ 6年間、保険料の改定がなかったことについては功罪があるが、やはり2年程度で見定めていかないと間に合わない。上げるかどうかは最終的に政治の判断になると思うが、意見反映をしていくにはターンを短くして議論していくべき。
- 事務局 ・ 平成30年度からは県単位化となったので、倉吉市だけの動向にはならなくなった。そのため、長期の見込みが立てにくくなっている。今後は短期で見ていく必要がある。今後は、毎年、保険料をどうするのか諮らせていただくことを考えている。
- 議長 ・ 10月ごろに試算をした上で、料金改定する場合の条件をつけてはどうか。もちろん、協議会に諮ることは必要だとは思う。
- 事務局 ・ 当然、ルールづくりは必要だが、毎年相談させていただく必要があると思っている。時期や方向性は改めて協議する。
- (質疑) ・ 県がある程度早めに予測値を出して、ぶれを少なくするという事は可能か。
- 事務局 ・ 制度的には秋ごろに仮係数が出て、計算ができるようになっているが、県も国から数字をもらうので、遅れるとタイトなスケジュールとなる。ただ、仮ということであれば、事務局の方で数字を出させていただいて、毎年ご相談ということ

| | |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | になる。 |
| 議長 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回以降の考え方はどうか。 ・ 3方式で試算することが決まった。次は、算定総額ほどの水準で試算をさせていただくかを決めていただきたい。 |
| 議長 (意見) 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度を水準に試算をお願いしたい。 ・ 県の標準税率をベースにした比較ができるようなたたき台はできないか。 ・ 県の標準税率は応能割にかなり偏るので、子育て世代には負担感がある。今の資産割の7%を応能と応益にどう振り分けるか、応益の中でも均等割と平等割をどのようなバランスにするのか、そのあたりの試算を数パターン出させていただく。 ・ 納付金算定総額は、令和2年ベースで試算させていただく。 ・ 試算は応能：応益＝44：56（県標準税率ベース）と46：54（鳥取市と同率ベース）の2パターンで行う。 |
| (意見) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥取市と倉吉市では軽減世帯の構成が異なるのではないかと。払えない世帯に負担が増えると、また滞納が増えることにはならないか。他県でも倉吉市に世帯構成が近いところの割合を参考にしているかどうか。 |
| 議長 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 応能割を増やすということは、子育て世代に配慮することになるが、料金設定の時の料の公正性でいえばどちらが公正かというのは微妙な問題。 ・ 県の納付金として払っているのは44：56で払っている。平等という観点でいえば、この割合。しかし、この割合でいくと、子育て世代に負担が大きい。これを下げるにはどのくらいの割合が妥当であるかというところ。幅としては、46：54までがよいのではないかと。補助金等の関係で財政的に安定するのは44：56。 |
| 議長 (質疑) 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回は、44：56（県ベース）と46：54で試算したもので議論することとする。低所得世帯については、軽減があってすでに配慮してあるので、子育て世代に配慮するというので、その2つで試算をお願いしたい。 ・ 令和2年度は最高限度額がまた上がるのか。 ・ 国が全国的な統計をとって数字を出すので、年末にならないとわからない。 ・ では、次回は2つのパターンで議論していく。 |
| 議長 | <p>【日程8 その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回会議時間は、医師会の方に配慮し、開始時間1時15分からとする。 ・ 疑問等があれば、事務局へ電話等で質問していただきたい。 <p>【日程9 閉会】</p> |